

関税法施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部改正に伴い、鑑定の嘱託に係る許可状の請求のための書類について契印を不要とすることとする。（関税法施行令第103条関係）
2. この政令は、平成20年7月1日から施行することとする。